

倉吉版経営持続化支援事業交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉版経営持続化支援事業交付金（次条の目的を達成するため市が交付する交付金をいう。以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 交付金の交付は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。第3条において同じ。）の感染拡大に伴う観光需要の低迷、営業自粛等により、特に影響を受ける市内事業者（その本店又は主たる事務所が倉吉市内に存する事業者をいう。以下同じ。）の事業の継続を支援することを目的として行う。

(交付金の交付)

第3条 市は、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、市内事業者の事業の継続又は再起を図るために中小企業信用保険法（平成30年法律第41号）第12条に規定する経営安定関連保証又は同法第15条に規定する危機関連保証の認定を受けた同表の第2欄に掲げる市内事業者（以下「認定市内事業者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる額の交付金を、予算の範囲内で交付する。この場合において、1の認定市内事業者は、同表に掲げる複数の事業についての交付金を受けることができる。

(交付申請)

第4条 交付金を受けようとする認定市内事業者（以下「申請事業者」という。）は、倉吉版経営持続化支援事業交付金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「交付申請書」という。）に所定の事項を記入し、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じて同表の第4欄に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請事業者は、前項に規定する交付申請に当たり、交付金を受領する口座（事業者として使用しているものに限る。）についての金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写しを添付しなければならない。ただし、第7条ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

3 申請事業者が個人事業者である場合は、前項本文の規定によるもののほか、その者の公的な身分証明書の写しを添付しなければならない。

4 市長は、交付申請に際して、前3項に規定するもののほか、申請事業者の資格を確認するために必要な書類の提示、その写しの提出等を求めることができる。

(交付申請の期限)

第5条 申請事業者は、令和3年1月31日までに交付申請を行うものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を確認し、適正であると認めるときは、速やかに当該交付申請に係る交付金の交付を決定し、申請事業者に対してその通知をし、及び交付を行うものとする。ただし、市長は、交付申請書に記載された口座への振込みにより遅滞なく交付がなされる場合その他特にその必要がないと認める場合は、通知をしないことができる。

(交付金の交付方法)

第7条 交付金の交付は、交付申請書に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。ただ

し、申請事業者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長が金融機関の口座に振り込むことにより交付を行うことが困難であると認める場合に限り、現金を交付することにより、これを行うことができる。

(交付金の周知)

第8条 市長は、広報その他の方法により、認定市内事業者その他の市内事業者及び市民に、交付対象者、交付申請の方法、受付開始日その他交付金の交付の概要についての周知を行うものとする。

(交付申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 認定市内事業者が交付申請の期限までに交付申請を行わなかった場合は、交付金の受領を辞退したものとみなす。

2 交付申請があった場合において、当該交付申請の内容の不備につきその補正を求めたにもかかわらず申請事業者において補正がなされなかったこと、その他申請事業者の責めに帰すべき事由により交付申請の期限までに交付申請書が受理されなかったときは、当該交付申請は取り下げられたものとみなす。

3 第6条本文の規定により交付の決定を行った後に交付申請書の記載内容の不備により振り込みができなかった場合に、当該不備につきその補正を求めたにもかかわらず、交付申請の期限までに申請事業者において補正がされず、交付金の交付ができなかったときは、当該交付申請は取り下げられたものとみなす。

(交付金の返還)

第10条 市長は、交付金を受けた後に、偽りその他不正の手段により交付金を受けた者又は当該交付に係る決定の要件に該当しなくなった申請事業者（以下「不正受給者等」という。）があった場合は、当該不正受給者等が受けた交付金について、その返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日までに交付した交付金については、第10条の規定は、同項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

1 事業	2 交付対象者	3 交付金額	4 添付書類
1 一般支援型	令和2年1月から同年12月までの間の月で、その売上が前年の同月に比べて15%以上50%未満減少しているもの（以下「特定売上減少月」という。）がある認定市内事業者で、経済産業省が実施する持続化給付金の給付の対象とならない者（この規則による交付金の交付を受けた後においても持続化給付金の給付の対象とならない見込みである者を含む。以下「支援対象市内事業者」という。）	各月（特定売上減少月であるものに限る。）の前年の同月に比べて売上の減少額の合計（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）と10万円のいずれか少ない額	経営安定関連保証又は危機関連保証の認定を受けたことを証する書面の写し（以下「認定保証書等」という。）
2 家賃・地代支援型	支援対象市内事業者で、その事業所の建物又はその建物の設置を目的とする土地（市内に存するものに限る。）を借り受けているもの	第2欄に掲げる建物及び土地の月当たりの家賃又は地代の合計額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）に4を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額	(1) 認定保証書等 (2) 月当たりの家賃又は地代のわかる書類（賃貸契約書の写し等）
3 特別支援型	主に飲食・宿泊業、卸売・小売業又は生活関連サービス業を営む支援対象市内事業者又は持続化給付金の給付の対象となる者で令和2年1月から同年12月までの間において、そのうちのいずれかの月の売上が前年の同月に比べて1,000万円以上減少しているもの	100万円	(1) 認定保証書等 (2) 業種を確認できる書類（過去に作成したチラシ、パンフレット等を含む。） (3) 令和2年1月から同年12月までの間において、月の売上が前年の同月に比べ1,000万円以上減少しているものがあることがわかる書類

倉吉版経営持続化支援事業交付金交付申請書兼請求書

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所 _____

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名 _____ (印)

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話： _____)

次の事項に同意の上、倉吉版経営持続化支援事業交付金を申請（請求）します。

- ① 交付金の対象となる資格の有無の確認に当たり、市が公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いすることがあります。
また、他の市区町村に事業所等の所在地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 下記に記載された受取口座への振込手続後、記載間違い等の事由によりその振込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から令和3年1月31日（申請期限日）までに、連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ④ 交付金の対象の要件に該当しなくなった場合若しくは偽りその他不正の手段により交付金を受給した場合又は国の持続化給付金を受給していることが判明した場合（一般支援型及び家賃・地代支援型の交付金の場合に限ります。）には、交付金を返還していただきます。

事業 (申請するものに☑)	申請額 (請求額)	備考 (算出根拠等)
<input type="checkbox"/> 一般支援型		前年同月に比べて売上が15%以上50%未満減少した月の減少額 (1,000円未満切捨。上限10万円)
<input type="checkbox"/> 家賃・地代支援型		家賃及び地代の月額合計×1/3 (1,000円未満切捨) × 4 (上限20万円)
<input type="checkbox"/> 特別支援型		100万円 (飲食・宿泊業、卸売・小売業又は生活関連サービス業で売上が前年同月比で1,000万円以上減少した月がある場合)
計		円

交付金の振込先

金融機関・支店名	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

※必要書類

- ①個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し
- ②振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し
- ③その他規則別表に定める添付書類